

第3回 障害者の安心施策立案検討会 会議録

日 時：平成25年4月16日(火)19時～21時

会 場：宇部市役所 2階 第4会議室

出 席：9名

事務局：4名（障害福祉課）

1 第2回検討会の報告について

・障害者の安心施策として、「緊急時の短期入所の確保」及び「障害者理解のための教育と啓発」の2点を検討する

・今回は、「緊急時の短期入所の確保」について議論する

2 緊急時の短期入所の確保について

①本市の状況について

事務局から、別紙資料1に基づき説明

・セルブ南風が平成25年10月から2名の短期入所を設ける予定

(1) 質問等

・「空床型」とは

(事務局) 入所施設で空きが出た場合に、そのベッドを短期入所として利用する形態

・「4名+空床型」とは

(事務局) 4名分の短期入所を入所とは別に確保しており、かつ入所施設に空きが出た場合に、そのベッドも短期入所として利用できる形態

・男女の別が利用に関係あるのか

(委員) 部屋やフロアの関係で利用をお断りするケースもある

・感染症の方も短期入所を利用できるのか

(事務局) 通常は医療での対応になると思われる

・「あいてるショート」について、施設の空き状況の入力は強制か

(事務局) 入力については、各施設に判断を任せている

<事務局説明>

「あいてるショート」事業とは、介護保険の短期入所と障害者の短期入所の情報を一元化し、施設の空き情報を宇部市のホームページに掲載している事業である。ケアマネージャーや相談支援事業者等が空き情報をすぐに確認できるシステムとして平成24年10月からスタートしたが、実際には、(障害の)事業者側が情報を入力していない。

・施設側に、何か情報を入力できない理由があるのか(事務局)

(委員) 今まで受けたことがない障害の方を現体制で対応できるのか。従来の障害特性の方以外を受け入れたことがなく、他の利用者にも迷惑がかかってしまうのではないかと、等の理由により、どうしても受け入れをためらってしまう事業所の状況があるものと思っている。

(2) 意見

・空床型は入所施設が空いていた場合のみ利用可能でありあてにならないので、現状から考えると定員数はぎりぎりと思われる。

・緊急の定義とか受け入れ条件の問題があるとしても、資料1の施設の中に、緊急用の短期入所を確保できる事業所があるのか

・委託契約で費用が確保でき、条件がある程度整えばやってもいい事業所が出てくる可能性はある。

②他市の取り組みについて

事務局から、別紙資料2に基づき説明

(1) 質問等

・利用がない場合もあるので協定を結ぶのか

(事務局) 利用がない場合、ベッドの確保料として補助金を支払うため協定を結んでいる

・前回示された予算関連の資料とベッド確保単価が異なっているが、いかがか

(事務局) 障害者と障害児、区分認定や施設の所在地等で単価が異なり、一概には判断できない

・「ベッド確保単価」とは、行政と各事業所との契約か

(事務局) 確保料としての契約である

(2) 意見

・都市基盤を考えると、宇部市でベッド数2床の確保が必要なのか

・年間の利用実績が0でも安心施策としての事業なので、利用率はあまり関係ないと思う

・(本事業が) 必要ではあると思うが、施設側としてベッドを1～2床空けるとなると、経営的な問題もあり、また今までかかわったことのない方の受け入れができるのか。従来は身体・知的・精神が別々の受け入れ体制であったが、障害者自立支援法から3障害一元化となっている。しかし、全体のスキルがそこまで上がっていない。

・試行的に半年から1年やってみて検証したらどうか。だんだんスキルが上がっていくかもしれない。

・ベッドを空けるだけでなく職員も配置しないといけないので、(単純には) 難しい

<事務局から追加説明>

・杉並区では、緊急の短期入所と合わせて緊急のヘルパー事業も実施している。緊急の短期入所が優先であり、使えない場合に緊急のヘルパーが利用できる。

(1) 質問等

・短期入所だけで検討しなくてもいいのか

(事務局) ひとつの施策として検討の余地はあると思う

・杉並区の予算は緊急時の短期入所だけか

(事務局) 短期入所だけである

・宇部市の平成25年2月中の利用実績の中で、精神の方はいるのか

(事務局) 重複障害の方等おられると思うが、今数字を持っていない

(2) 意見等

- ・精神障害の保護者から意見を伺ったところ、緊急の短期入所は是非確保して欲しい、行き場がなく病院でもいいから緊急時に行けるところが欲しい、という意見があった
- ・精神障害の方はなかなか短期入所が利用できない。市内の施設にあたったが全部断られた。
- ・(精神障害の方からすれば) 個室だけでも確保していただければありがたい。他の人の目に触れない環境であればいい。
- ・基本的に短期入所とは重度の方を対象としており、(精神障害の方の現状から考えても) 制度の隙間の部分ではないかと思う
- ・元々市の手当は、長い歴史の中で精神障害の方が対象から外れていることから不平等感があり、その中で政策を検討しているので、同じ失敗は繰り返したくない(事務局)
- ・あるケースが、医療の対象なのか介護の対象なのかを判断する方がいい
(事務局) 障害福祉でも、介護保険のケアマネジャーのような方がいる。普段からその方の状況は知っているのだから、調整は可能。サービス利用者であれば、この3年間で全員が(計画相談の)対象になる。
- ・突然何か起きたときの対応をどうするか
(事務局) サービスを利用していない方のためには、いつでも相談出来るように3箇所の相談支援事業所に24時間365日の相談支援を委託している
- ・人材をシェアすればいい。ベッドよりも人間をひとり確保して派遣する。杉並区みたいにヘルパーを確保する。宇部市の現状からすると、例えば精神障害の方が対応できていない。ベッドよりもきちんと対象者を介護できるのかが大切だと思う。
- ・緊急110番のようなものを作り、何かあればそこに連絡し、色々な社会資源に繋いでいくシステムづくりはいかがか
- ・緊急時の行き先がないので不安になっている。安心施策として短期入所、人材の確保でもいい。子の行き先がなく、(子の介護のため)親がどこにも行けなくて統合失調症になり子を看れなくなった話も聞いている。
- ・ハードとしての行き先(短期入所)と違う方法ではあるが、家にヘルパーが行くという発想もあると思う
- ・杉並区では、虐待の関係やヘルパーの確保を盛り込んでおり、長々とではなく1泊2日の間に次の行き先を考えている。緊急として合っているのではないか。虐待は安心施策と違うかもしれないが、短期入所7日となると、本当の意味での緊急といえるのか。杉並区に好感が持てる。参考にならないか。
- ・緊急ヘルパーもひとつの策と思う
- ・短期入所2床の確保がどうなのか。ヘルパーも検討の余地があると思われる。
- ・宇部市では、24時間の訪問介護事業があるのか
(事務局) 深夜帯を行う事業所があり、状況に応じ24時間体制を取られていると認識している
- ・緊急の短期入所が必要な方は、事業者との連携が全然ないのか。また、そういった方を想定しているのか。事業者が普段かかわっていれば、まずそこに相談することも多いのではないか。
(事務局) 例えば、普段サービスを利用されていない児童が、保護者が緊急で何かあったときに、どうしていいのかわからない場合が考えられる。
- ・知的障害の方であれば、ほとんどが通所利用である。いざというときに泊まらないといけない。色々

な事業所をそのために利用しているが、それでも受け入れてもらえない。自閉症や精神障害の方に多い。色々なところに行くしかない。

- ・知的障害の保護者は、ある施設に通所していても、短期入所になると断られるケースが多い。そういう意味でも緊急性が必要になってくる。高齢者でも起こり得る。

- ・施設に合わない方がいくらベッドを確保しても難しいので、家に来てくれることでの安心感が得られるのであれば、両方必要だと思う

(3) 結論

- ・障害福祉課で、宇部市なりの安心施策のアウトラインを作成して欲しい。また、ホームヘルプサービスの導入と予算の再計算を行った上で、それを原案にしたい。

- ・事前に事業所と協議をし、課題について検討したい（事務局）

- ・試行期間が必要だと思う（逆に決められた方が楽なケースもある、との意見あり）

(4) その他

- ・「あいてるショート」で介護保険は入力があるが、障害福祉は見たことがない。更新頻度はどうなのか。

（事務局） 入力は強制していない。どんな対象者の希望があるのか分からず、その受け入れのノウハウがないため、現状では施設が入力をしていないのではないか。そのため、情報が反映されていない。

- ・介護保険も以前はそうだった。障害福祉では、まだ精神障害や知的障害の受け入れの自信がない。これからスキルアップのときだと思う。

3 今後の検討スケジュールについて

- ・6月下旬に開催を予定している地域自立支援協議会に、本検討会の意見を提出する

- ・今後、事業所に対してアンケートを実施し、意見を聴取する

- ・次回は「障害者理解のための教育と啓発」をテーマとし、教育現場の方の意見も伺う

- ・次回の「第4回障害者の安心施策立案検討会」は、5月14日（火）19：00から開催

- ・開催場所については、事務局から通知